

第5号議案 公益社団法人板橋青色申告会 会費規程変更案
変更前・変更後対照表

【変更前】

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人板橋青色申告会（以下「本会」という。）の定款第7条に基づき、本会の入会金及び会費について定めるものとする。

(納入の義務)

第2条 本会に入会した者は、本会の定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(入会金)

第3条 本会に入会した正会員は、入会金2,000円を納入しなければならない。

(入会金の納期)

第4条 入会金は、本会の会長が入会を承認した日から30日以内に納入しなければならない。

(入会金の免除)

第5条 本会に入会した者のうち、次の各号の一つに該当する場合には、入会金の納入を免除する。

- 一 会勢拡大勸奨月間の期間中に入会した者
- 二 青色コーナーにおいて入会した者
- 三 他の青色申告会から転入により入会した者

(会費の金額)

第6条 本会の会費は、正会員の会費1,300円(月額)、準会員の会費650円(月額)とする。

(会費の納入)

第7条 本会の会費は、在籍月の末日までに会費月額を納入しなければならない。

(中途入会者)

第8条 本会に入会した者は、入会した月の末日までに会費月額を納入しなければならない。

(中途退会者)

第9条 本会を退会した者は、退会日の属する月分の会費を納入しなければならない。また、既納の会費は、定款7条第2項の規定により返還しない。

(会費の未納者)

第10条 会費の未納のある者については、定款第8条第四号の規定により、会員資格を喪失する。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て、社員総会の決議をもって行う。

附 則

- 1 この規定は、平成24年4月1日から実施する。
- 1 この規定(第6条改正)は、平成29年4月1日から実施する。

【変更後】

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人板橋青色申告会（以下「本会」という。）の定款第7条に基づき、本会の入会金及び会費について定めるものとする。

(納入の義務)

第2条 本会に入会した者は、本会の定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(入会金)

第3条 本会に入会した正会員は、入会金2,000円を納入しなければならない。

(入会金の納期)

第4条 入会金は、本会の会長が入会を承認した日から30日以内に納入しなければならない。

(入会金の免除)

第5条 本会に入会した者のうち、次の各号の一つに該当する場合には、入会金の納入を免除する。

- 一 会勢拡大勸奨月間の期間中に入会した者
- 二 青色コーナーにおいて入会した者
- 三 他の青色申告会から転入により入会した者

(会費の金額)

第6条 本会の会費は、正会員の会費1,500円(月額)、準会員の会費750円(月額)とする。

(会費の納入)

第7条 本会の会費は、在籍月の末日までに会費月額を納入しなければならない。

(中途入会者)

第8条 本会に入会した者は、入会した月の末日までに会費月額を納入しなければならない。

(中途退会者)

第9条 本会を退会した者は、退会日の属する月分の会費を納入しなければならない。また、既納の会費は、定款7条第2項の規定により返還しない。

(会費の未納者)

第10条 会費の未納のある者については、定款第8条第四号の規定により、会員資格を喪失する。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て、社員総会の決議をもって行う。

附 則

- 1 この規定は、平成24年4月1日から実施する。
- 1 この規定(第6条改正)は、平成29年4月1日から実施する。
- 1 この規定(第6条改正)は、平成31年4月1日から実施する。